



各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

医政発0602第8号  
令和3年6月2日

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

令和3年3月3日に公表された歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書において、現行の歯科医師国家試験受験資格の認定基準を見直す旨提言されたことを踏まえ、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成17年3月24日付け医政発第0324007号本職通知。以下「局長通知」という。)の一部を下記のとおり改正したので通知する。

貴職におかれでは、改正の内容について御了知いただき、貴管下関係者に周知願いたい。

記

局長通知の別添「歯科医師国家試験受験資格認定」の3(2)中「50点以上」を「60点以上」に改める。

## (参考)

## 「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

	新	旧
(別添)	(別添)	(別添)
	歯科医師国家試験受験資格認定 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第11条第3号に基づく 歯科医師国家試験受験資格認定を行ったための認定基準等を示す。	歯科医師国家試験受験資格認定 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第11条第3号に基づく 歯科医師国家試験受験資格認定を行ったための認定基準等を示す。
1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)
3 認定基準	3 認定基準	3 認定基準
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 日本語による診療能力の調査（日本語診療能力調査） 日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。	(2) 日本語による診療能力の調査（日本語診療能力調査） 日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。	(2) 日本語による診療能力の調査（日本語診療能力調査） 日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。
日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。	日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。	日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。
合計点が、100点満点換算で60点以上であり、かつ各調査委員の評価に0点の項目がないことを要する。 ①～④ (略) (3) (略)	合計点が、100点満点換算で60点以上であり、かつ各調査委員の評価に0点の項目がないことを要する。 ①～④ (略) (3) (略)	合計点が、100点満点換算で50点以上であり、かつ各調査委員の評価に0点の項目がないことを要する。 ①～④ (略) (3) (略)
4 (略)	4 (略)	4 (略)
* 作成上の注意 1～5 (略)	* 作成上の注意 1～5 (略)	* 作成上の注意 1～5 (略)